

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	大阪府泉南市

泉南市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	泉南市市民生活環境部産業振興課
所 在 地	〒590-0592 泉南市樽井一丁目 1 番 1 号
電 話 番 号	0 7 2 - 4 8 3 - 9 9 7 4
F A X 番 号	0 7 2 - 4 8 5 - 1 9 7 2
メールアドレス	nourin@city.sennan.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・アライグマ・カラス・シカ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	大阪府泉南市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度～令和6年度）

年度	鳥獣の種類	被害の現状	
		品 目	被害数値
令和4年度	イノシシ	水稻・野菜・果樹・筍	被害面積 0.43ha 被害金額 375 千円
	アライグマ	野菜・果樹	被害面積 0.05ha 被害金額 182 千円
	カラス	野菜・果樹	被害面積 0.3ha 被害金額 1,353 千円
	シカ		被害実績無し
令和5年度	イノシシ	水稻・野菜・果樹・筍	被害面積 0.36 ha 被害金額 1,625 千円
	アライグマ	野菜・果樹	被害面積 0.09ha 被害金額 337 千円
	カラス	野菜・果樹	被害面積 0.16ha 被害金額 461 千円
	シカ		被害実績無し
令和6年度	イノシシ	水稻・野菜・果樹・筍	被害面積 0.47ha 被害金額 805 千円
	アライグマ	野菜・果樹	被害面積 0.04ha 被害金額 328 千円
	カラス	野菜・果樹	被害面積 0.11ha 被害金額 796 千円
	シカ		被害実績無し

(2) 被害の傾向

イノシシの被害状況は令和4年から令和6年にかけて増加したがこれは令和3年ごろの豚熱等の影響でイノシシが減少し令和4年度は被害が少なかったためと考えられる。しかしながら近年、目撃数等も増加しており減少していたイノシシの生息数が回復しつつあるものと推測される。そのため年間を通じて被害の状況が民家に近い農地・水路・農道等にまで拡大している。

アライグマについては、農地は元より人家に出没するなど年間を通じて市全域で目撃・被害が確認されている。農作物の被害だけではなく糞害などの生活被害も報告されている。

カラスについては、農作物の被害は年間を通じて市全域で発生している。農作物の被害だけではなく糞害などの生活被害も報告されている。

シカについては被害はないものの、大阪南部で目撃が増加しているとの報告がよせられている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
イノシシによる被害面積	0.47ha	0.45ha
イノシシによる被害金額	805 千円	800 千円
アライグマによる被害面積	0.04ha	0.03ha
アライグマによる被害金額	328 千円	320 千円
農林水産業被害（全体）	被害面積 0.68ha 被害金額 2,168 千円	被害面積 0.65ha 被害金額 2,152 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・大阪府猟友会泉南支部と有害鳥獣捕獲等業務委託契約を締結し、わな及び銃器使用によるイノシシの捕獲。 ・アライグマ捕獲檻の貸出	・猟友会会員の高齢化に伴い捕獲の担い手が減少傾向となる可能性が高く新たな担い手の確保が必要である。 ・農業者の高齢化に伴い、農地等が荒廃しイノシシ等の棲家となっているため、当該地の適正な管理が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	・防護柵（電気柵・ワイヤーメッシュ）の効率的な集団設置	・更なる防護柵の効率的な集団設置
生息環境管理その他の取組	普及啓発等	普及啓発等

(5) 今後の取組方針

・鳥獣被害防止対策協議会を中心として、被害地域と一体となった被害防除体制の強化に取り組む。 ・餌場や棲家となる環境を作らないように、地域ぐるみで遊休地、耕作放棄地等の解消に取り組む。 ・高齢化による猟友会会員の減少が見込まれているため、農家等の被害に対する自衛意識の向上を図る。 ・隣接自治体や大阪府・猟友会と連携した捕獲体制の確立を目指す

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・大阪府猟友会泉南支部と委託契約を行い、有害鳥獣捕獲（銃器・わな）を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度～ 令和9年度	イノシシ (シカ)	・ 猟友会との連携を強化する。 ・ 国庫事業を活用し捕獲檻を整備する。
令和7年度～ 令和9年度	アライグマ	・ アライグマ捕獲檻を貸出して捕獲。 ・ 国庫事業を活用する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
・ イノシシ	大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画に基づき、全頭有害捕獲を実施する。 捕獲実績の最大数を踏まえ、被害軽減目標に向け必要な有害鳥獣捕獲を行う。 【捕獲実績】 R4 年度 80 頭、 R5 年度 60 頭、 R6 年度 144 頭
・ アライグマ	大阪府アライグマ防除実施計画に基づき、年間を通して捕獲檻を貸出し、 捕獲実績の最大頭数を踏まえ、被害軽減目標に向け捕獲を行う。 【捕獲実績】 R4 年度 81 頭、 R5 年度 57 頭、 R6 年度 128 頭
・ カラス	捕獲実施については検討中である。 【捕獲実績】 R4 年度 0 頭、 R5 年度 0 頭、 R6 年度 0 頭
・ シカ	大阪府シカ第二種鳥獣管理計画に基づき、確認された個体については捕獲を実施することにより、隣接府県から侵入した個体の地域への定着を防止することを目指す。 【捕獲実績】 R4 年度 0 頭、 R5 年度 0 頭、 R6 年度 0 頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	180 頭	180 頭	180 頭
アライグマ	140 頭	140 頭	140 頭
カラス	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
シカ	5 頭	5 頭	5 頭

捕獲等の取組内容
・イノシシ 大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画に基づき、年間を通して有害鳥獣捕獲許可による捕獲を実施する。 ・アライグマ 泉南市が所有する捕獲檻の貸出しをすることにより、年間を通して捕獲を継続実施する。 ・カラス 捕獲実施については検討中である。 ・シカ 被害が発生した際には、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画に基づき有害鳥獣捕獲許可による捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
泉南市 (平成19年4月権限委譲済み)	対象狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト(ドバト)ニホンザル、イタチ(メス)

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	金属柵	金属柵	金属柵
	延長 0.776km	延長 1.028km	延長 1km
	電気柵	電気柵	電気柵
	延長 0km	延長 0km	延長 0km

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	各地区における定期的な見回り点検	各地区における定期的な見回り点検	各地区における定期的な見回り点検

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年	イノシシ アライグマ カラス シカ	餌場や棲家となる環境を作らないように、地域ぐるみで遊休地、耕作放棄地等の解消に取り組む。
令和8年	イノシシ アライグマ カラス シカ	餌場や棲家となる環境を作らないように、地域ぐるみで遊休地、耕作放棄地等の解消に取り組む。
令和9年	イノシシ アライグマ カラス シカ	餌場や棲家となる環境を作らないように、地域ぐるみで遊休地、耕作放棄地等の解消に取り組む。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
泉南市	周辺住民への周知活動、大阪府と猟友会への連絡。
大阪府泉州農と緑の総合事務所	捕獲等に係る法的助言・指導
大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課野生動物グループ	捕獲等に係る法的助言・指導・捕獲技術支援
泉南警察	周辺住民の安全確保
大阪府猟友会泉南支部	有害鳥獣捕獲駆除

(2) 緊急時の連絡体制

別紙連絡体制図参照

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・イノシシ 食肉として自己消費。捕獲現場等での埋設処理及び市施設での焼却処分 ・アライグマ 捕獲個体は大阪府猟友会泉南支部会員管理地内において安楽死処理を行った後、市施設において処分 ・カラス
--

捕獲現場等での埋設処理及び市施設での焼却処分予定 ・シカ 食肉として自己消費。捕獲現場等での埋設処理及び市施設での焼却処分
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	泉南市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
泉南市農業委員会	農作物等被害状況に関する事
泉南市実行組合長会	農作物等被害状況に関する事
大阪府南部農業共済会	農作物等被害状況の集計に関する事
大阪府猟友会泉南支部	有害鳥獣の情報収集・捕獲・技術講習
大阪府泉州農と緑の総合事務所	有害鳥獣の被害防止対策に関する助言・指導
泉南市	有害鳥獣に関わる助言・協議会事務局
鳥獣被害防止対策重点区代表	農作物等被害状況に関する事

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課	有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導
大阪府森林組合	有害鳥獣による山林被害状況に関する事
信達郷共有林野組合	有害鳥獣による山林被害状況に関する事
泉南市土地改良区	被害対策の普及啓発
新家大池土地改良区	被害対策の普及啓発

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

特になし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

自治会、各種団体等においても積極的な参加を促し、集落・地域での取り組みを進めていく。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農作物等の被害軽減のためには、防護・捕獲・地域環境の整備が重要である。防護については、国庫や府事業を活用し、効果的な侵入防止柵等の設置を進めていく。また侵入防止柵等の適正な維持管理について助言・指導する。

捕獲については猟友会に委託し、適正な捕獲に努める。

地域環境の整備については、地域住民一人一人の被害対策への意識を高め、耕作放棄地の解消、餌場や棲家の除去などに地域全体で取り組めるよう推進していく。

(その他被害防止に対する取組)

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ アライグマ カラス シカ	・ 猟友会、地域との連携を強化する。 ・ 広報紙に掲載する等普及啓発を図る。
令和8年度	イノシシ アライグマ カラス シカ	・ 猟友会、地域との連携を強化する。 ・ 広報紙に掲載する等普及啓発を図る。
令和9年度	イノシシ アライグマ カラス シカ	・ 猟友会、地域との連携を強化する。 ・ 広報紙に掲載する等普及啓発を図る。